



2022年5月13日

各 位

会 社 名 日 医 工 株 式 会 社
(証券コード4541 東証プライム市場)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 村 友 一
お 問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長
石 田 修 二
TEL 076-432-2121

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月30日開催予定の当社第58期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 日医工グループは、品質方針「安心と信頼への約束」を策定し、社員一人一人が世界の患者様とご家族に「安心と信頼」の医薬品をお届けすることを約束しております。この約束のもと、会社として進むべき道の統一および存在意義を明確にするため定款に理念を制定するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月30日（予定）
定款変更の効力発生日 2022年6月30日（予定）

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(理念)</u></p>
<p>第2条～第15条 (条文省略)</p>	<p>第2条 当社は、「我々日医工グループは、安心と信頼のジェネリック医薬品で日本の医薬品市場の安定と成長を支えることに貢献する」を理念とする。</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	<p>第3条～16条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
<p>第17条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p>
	<p>第2条 変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>